

議案第 22 号

令和 3 年度伊賀市下水道事業会計補正予算（第 2 号）

第 1 条 令和 3 年度伊賀市下水道事業会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

第 2 条 令和 3 年度伊賀市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 2 条に定めた業務の予定量の主要な建設改良事業の管路整備費「30,681 千円」を「28,450 千円」に、処理場整備費「244,321 千円」を「195,867 千円」に改める。

第 3 条 予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

		収 入		
	(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第 1 款	下水道事業収益	2,583,566 千円	20,143 千円	2,603,709 千円
第 1 項	営業収益	683,412 千円	9,776 千円	693,188 千円
第 2 項	営業外収益	1,900,154 千円	10,367 千円	1,910,521 千円
		支 出		
	(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第 1 款	下水道事業費用	2,428,925 千円	△35,603 千円	2,393,322 千円
第 1 項	営業費用	2,122,891 千円	△35,913 千円	2,086,978 千円
第 2 項	営業外費用	279,924 千円	310 千円	280,234 千円

第4条 予算第4条本文括弧書中「不足する額 925,381 千円」を「不足する額 730,186 千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 資本的収入	685,540 千円	△85,939 千円	599,601 千円
第1項 国庫補助金	96,515 千円	△13,541 千円	82,974 千円
第2項 県補助金	55,390 千円	△20,485 千円	34,905 千円
第3項 負担金等	2,040 千円	1,410 千円	3,450 千円
第4項 他会計補助金	356,008 千円	△7,323 千円	348,685 千円
第5項 企業債	105,700 千円	△46,000 千円	59,700 千円

支 出

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 資本的支出	1,610,921 千円	△281,134 千円	1,329,787 千円
第1項 建設改良費	536,043 千円	△259,710 千円	276,333 千円
第2項 企業債償還金	974,488 千円	△939 千円	973,549 千円
第5項 基金繰入支出	55,390 千円	△20,485 千円	34,905 千円

第5条 予算第5条に定めた企業債を次のように改める。

起債の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の 方 法	利 率	償 還 の 方 法	限度額	起債の 方 法	利 率	償還の 方 法
下水道 事業	千円 105,700	証書 借入 又は 証券 発行	5.0%以内 (ただし、利率見 直し方式で借り入 れる政府資金等に ついて、利率の見 直しを行った後に おいては、当該見 直し後の利率)	政府資金及び特定資金について は、その融通条件により、銀行そ 他の場合には、債権者との協定 によるものとする。ただし、企業 財政の都合により据置期間及び 償還期限を短縮し、若しくは繰上 償還又は低利に借換えること ができる。	千円 59,700	補正 前と 同じ	補正 前と 同じ	補正 前と 同じ
計	105,700				59,700			

第6条 予算第9条中「1,191,200千円」を「1,191,188千円」に改める。

第7条 予算第10条の次に次の1条を加える。

(重要な資産の取得及び処分)

第11条 重要な資産の取得及び処分は、次のとおりとする。

1 取得する資産

種 類	名 称	数 量
無形固定資産	料金システム	1式

令和4年2月22日提出

伊賀市長 岡 本 栄